

各 位

長野県東御市滋野乙2182番地3
株式会社ミマキエンジニアリング
代表取締役社長 野口 幹夫
(JASDAQ コード番号: 6638)
問い合わせ先 経営企画部長 小林 修
電話: 0268-64-2281 (代表)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年2月10日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的として、株式の分割を実施するとともに、全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1になります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成24年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割による増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	69,600株
今回の分割により増加する株式数	13,850,400株
株式分割後の発行済株式総数	13,920,000株
株式分割後の発行可能株式総数	40,080,000株

(注) 上記発行済株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日の公告日	平成24年3月16日
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年4月1日

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成24年4月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成19年6月27日定時株主総会決議及び平成20年1月11日取締役会決議に基づく新株予約権	308,667円	1,544円
平成20年6月26日定時株主総会決議に基づく新株予約権	64,277円	322円

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成24年4月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成24年4月1日

(注)平成24年3月28日をもって、大阪証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成24年4月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>200,400株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>40,080,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は100株とする。
第7条～第39条 (条文省略)	第8条～第40条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> 第6条の変更及び第7条の新設ならびにそれに伴う条文の繰り下げは、平成24年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際して、資本金の額の増加はありません。

(2) 今回の株式の分割に伴う配当について

今回の株式の分割は平成24年4月1日を効力発生日としておりますので、平成24年3月期の期末配当金につきましては、株式の分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以 上